

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年3月11日（火）第2989号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 県立病院局企業管理規程

○鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 1

## 県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月11日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

## 鹿児島県立病院局企業管理規程第1号

鹿児島県立病院事業会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業会計規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11章 雑則（第135条～第138条）」を  
 「第11章 引当金（第135条）  
 第12章 報告セグメント（第136条）  
 第13章 リース会計（第137条）  
 第14章 雑則（第138条～第141条）」

に改める。

第2条中「県立大島病院」の次に「（救命救急センターを含む。）」を加える。

第7条第1号及び第2号中「行なう」を「行う」に改める。

第12条第1号中「行なう」を「行う」に改め、同条第4号中「検査又は監督」を「監督又は検査」に改める。

第21条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第47条第2項中「口座振替請求書」を「口座振替依頼書」に改める。

第61条第1項中「（明治31年法律第14号）第160条」を「（平成23年法律第51号）第118条」に改める。

第86条第2項及び第87条中「行なった」を「行った」に改める。

第91条を次のように改める。

（固定資産の範囲）

第91条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 器械備品（耐用年数が1年以上で、かつ、資本的支出をもって取得した器械備品で事業管理者が別に定めるもの以外のものにあつては、取得価額が10万円以上のものに限る。）

オ 車両

カ 放射性同位元素

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定

ケ アからクまでに掲げるもの以外の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 電話加入権

エ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからウまでに掲げるものである場合に限る。）

オ アからエまでに掲げるもの以外の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券

イ 長期貸付金

ウ 出資金

エ 基金

オ アからエまでに掲げるもの以外の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産、無形固定資産又は流動資産に属さない資産

第92条第5号中「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第98条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行わなければ」を「行わなければ」に改める。

第99条第1項中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に改める。

第112条第1項中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条第2項を削る。

第113条第3号を削り、同条第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 資産の評価

第113条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第115条第1項第2号中「別表第16号」を「別記第16号様式」に改め、同項第3号中「別表第17号」を「別記第17号様式」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第6号まで及び第8号」を「第7号まで、第9号及び第10号」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第115条第2項第1号中「別表第10号」を「別記第9号様式」に改め、同項第2号中「別表第11号」を「別記第10号様式」に改め、同項第3号中「別表第12号」を「別記第11号様式」に改め、同項第4号中「別表第13号」を「別記第12号様式」に改め、同項第5号中「別表第14号」を「別記第13号様式」に改め、同項第6号中「別表第15号」を「別記第14号様式」に改め、同項第8号中「別表第18号」を「別記第18号様式」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書 府令別記第15号様式に準ずるものとする。

第119条に後段として次のように加える。

なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第127条第1項中「別表第9号」を「別記第8号様式」に改める。

第132条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第11章中第138条を第141条とし、第135条から第137条までを3条ずつ繰り下げ、同章を第14章とし、第10章の次に次の3章を加える。

第11章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第135条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第12章 報告セグメント

（報告セグメントの区分）

第136条 報告セグメントの区分は、鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第3条第2項に規定する病院の区分とする。

第13章 リース会計

第137条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととし、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円未満又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。

3 前項に規定するリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の病院事業全体の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合とする。

4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

別表第1 収益勘定の表中「洗たく料」を「洗濯料」に、「おもなる」を「主なる」に、

		受取利息	預金利息	預貯金等の利息	を
		受取利息	預金利息 基金利息 有価証券 利息	預貯金等の利息	に、
		補助金負 担金及び 交付金			を
		補助金 負担金及 び交付金 長期前受 金戻入		府令第21条第2項 又は第3項の規定 により償却した長 期前受金の額のうち 医業外収益として 整理するもの	に改め、同表費用勘定

の表中「退職手当」を「退職給付」に、「退職給与金」を「退職給付費」に、

		法定福利 費		を
--	--	-----------	--	---

			法定福利費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額 法定福利費引当金として計上するための繰入額	に、「のうち、1年を
こえて」を「のうち、1年を超えて」に、「行なった」を「行った」に、「で、1年をこえて」を「で、1年を超えて」に、「洗たく委託費」を「洗濯委託費」に、					
			雑費	前記の科目に属さない費用	を
			雑費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 貸倒引当金繰入額	前記の科目に属さない費用 修繕引当金として計上するための繰入額 特別修繕引当金として計上するための繰入額 貸倒引当金として計上するための繰入額	に、
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費	を
			有形リース資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	有形リース資産に対する減価償却費 無形固定資産に対する減価償却費	に、
		繰延勘定償却	退職給与金償却 試験研究費償却 控除対象外消費税額償却	繰延勘定の償却額	を
			リース利息		に、

		貸倒損失			
「		過年度損益修正損			を
「		減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 引当金繰入			
			退職給付費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 貸倒引当金繰入額		に改め、同表資産勘定

の表中「建物附属設備を含む」を「建物附属設備を含む。」に、「へい」を「塀」に、

「		放射性同位元素減価償却累計額			を
「		放射性同位元素減価償却累計額 有形リース資産			
		有形リース資産減価償却累計額		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産	に、
「	投資	その他無形固定資産 投資有価証券 長期貸付金			を

	出資金 基金 その他投資			
--	--------------------	--	--	--

投資その他の資産	無形リース資産		無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	その他無形固定資産		
	投資有価証券 長期貸付金 長期貸付金貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	出資金 基金 その他投資 長期前払消費税		

に、

		その他未収金	前記以外の未収額
--	--	--------	----------

を

未収金貸倒引当金		その他未収金	前記以外の未収額 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
----------	--	--------	---

に、「棚卸高」を「た

な卸高」に、

短期貸付金				
-------	--	--	--	--

を

短期貸付金 短期貸付金貸倒引当金			短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
---------------------	--	--	-------------------------------

に、「棚卸資産」を

「たな卸資産」に、「金額。」を「金額」に改め、

## 「繰延勘定

款	項	目	節	備 考
退職給与 金 試験研究 費 災害損失 控除対象 外消費税 額				資本的収支の課税 仕入れに係る控除 できない消費税額

を削り、同表中負債勘

定の表及び資本勘定の表を次のように改める。

## 負 債 勘 定

## 固定負債

款	項	目	節	備 考
企業債	建設改良費等 の財源に充て るための企業 債			建設改良費等（建設若し くは改良に要する経費又 は地方債に関する省令 （平成18年総務省令第54 号）第12条に規定する公 営企業の建設又は改良に 要する経費をいう。以下 同じ。）の財源に充てる ために発行する企業債 （1年以内に償還期限の 到来するものを除く。）
	その他の企業 債			建設改良費等以外の財源 に充てるために発行する 企業債（1年以内に償還 期限の到来するものを除 く。）
他会計借入金	建設改良費等 の財源に充て るための長期 借入金			建築改良費等の財源に充 てるために他の会計から 繰り入れた借入金（1年 以内に返済期限の到来す るものを除く。）
	その他の長期 借入金			建築改良費等以外の財源 に充てるために他の会計 から繰り入れた借入金 （1年以内に返済期限の 到来するものを除く。）
リース債務				ファイナンス・リース取 引におけるリース債務 （1年以内に支払期限の 到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当 金			将来生ずることが予想さ れる職員に対する多額の

その他の固定 負債	特別修繕引当 金			退職手当の支払に充てる ための引当額（1年以内 に支払期限の到来するも のを除く。） 数事業年度ごとに定期的 に行われる特別の大修繕 に備えて計上する引当金 （1年以内に使用される 見込みのものを除く。） 前記以外の固定負債
--------------	-------------	--	--	---

## 流動負債

款	項	目	節	備 考
企業債	建築改良費等 の財源に充て るための企業 債 その他の企業 債			1年以内に償還期限の到 来する建設改良費等の財 源に充てるために発行す る企業債 1年以内に償還期限の到 来する建設改良費等以外 の財源に充てるために発 行する企業債
他会計借入金	建設改良費等 の財源に充て るための長期 借入金 その他の長期 借入金			1年以内に返済期限の到 来する建設改良費等の財 源に充てるために他の会 計から繰り入れた借入金 1年以内に返済期限の到 来する建設改良費等以外 の財源に充てるために他 の会計から繰り入れた借 入金
一時借入金 リース債務				1年以内に支払期限の到 来するファイナンス・リ ースにおけるリース債務
未払金	医業未払金  その他未払金	未払消費税及 び地方消費税		医業費用の未払額（たな 卸資産の買掛金を含む。）
未払費用		その他未払金		消費税及び地方消費税の 納税計算の結果、納税が 予定される消費税及び地 方消費税の額 前記以外の未払額 未払貸借料、未払利息、 未払委託費等
前受金	医業前受金 その他前受金			医業収益に係る前受額 前記以外の前受額



引当金	退職給付引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち1年以内に使用される見込みのもの
	賞与引当金			翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	法定福利費引当金			翌事業年度に支払う法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	修繕引当金			所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金			数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当額のうち1年以内に使用される見込みのもの
その他流動負債	預り金 仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債			課税売上げに係る消費税及び地方消費税の額 前記以外の流動負債

## 繰延収益

款	項	目	節	備 考
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金 の額
長期前受金収益化累計額				

## 資 本 勘 定

## 資本金

款	項	目	節	備 考
資本金				

## 剰余金

款	項	目	節	備 考
資本剰余金	再評価積立金			資本の再評価を行った場合における再評価額から、再評価以前の帳簿価格を控除した額から、再評価日現在の繰越欠損金を補てんした額を控除した額
	受贈財産評価額			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	寄附金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	補助金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた補助金
	その他資本剰余金			前記以外の資本剰余金
利益剰余金	減債積立金			企業債の償還に充てる目的の積立金
	利益積立金			欠損金を埋める目的の積立金
	建設改良積立金			建設又は改良を行う目的の積立金
	その他の積立金			前記以外の積立金（金額の大きなものについては、当該積立金の名称を付し「目」として設ける。）
	当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）			当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
		繰越利益剰余金（繰越欠損金）		前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分量（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高（繰越欠損金減少高又は増加高）を加減

	当年度純利益 (当年度純損失)	した額 当年度の損益取引の結果 発生した純利益（純損失）
--	--------------------	------------------------------------

## 別表第2 収益的収入及び支出の表中

	患者外給食収 益 医薬外雑収益	を
	基金繰入金 長期前受金戻 入 患者外給食収 益 医薬外雑収益	に、
		退職給与金 法定福利費
		退職給付費 法定福利費 賞与引当金繰 入額 法定福利費引 当金繰入額
		雑費
		雑費 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 貸倒引当金繰 入額
		その他有形固 定資産減価償 却費
		その他有形固 定資産減価償 却費 有形リース資 産減価償却費
	繰延勘定償却	退職給与金償 却

			試験研究費償却 控除対象外消費税額償却	を
		貸倒損失	リース利息	に、
		過年度損益修正損		を
		減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 引当金繰入	退職給付費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額 貸倒引当金繰入額	に改め、同表資本的収入
及び支出の表中			看護師等修学資金貸付金返還金	を
	基金繰入金	看護師等修学資金貸付金返還金 基金繰入金		に、
		資産購入費		を
		資産購入費	資産購入費 有形リース資産購入費 無形リース資産購入費	に、
		看護師等修学資金貸付金		を
	基金積立金	看護師等修学資金貸付金		に改める。

---

| | | 基金積立金 | |

別記様式目次中「口座振替請求書」を「口座振替依頼書」に、「収入予算通知書」を「予算通知書」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第16条関係）

その1

年度

No.

決	
裁	

振替伝票（支出命令・支出伺兼支出命令）

起 票 日（仕 訳 日）	支出区分		
支 払 日（支払予定日）			
件 名			
内 容			
借方金額計	円	貸方金額計	円
借方消費税額計	円	貸方消費税額計	円
支出負担行為額計	円	既支出額計	円

No.	内 訳 表			
1	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借(項)	貸(項)	
		(目)	(目)	
		方(節)	方(節)	
		(細)	(細)	
	債 権 者			
	借方金額	円	貸方金額	円
	借方消費税額	円	貸方消費税額	円
税区分／率	%	税区分／率	%	
負担行為額	円	既支出額	円	
支出命令未済額	円	予算残額	円	
2	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借(項)	貸(項)	
		(目)	(目)	
		方(節)	方(節)	
		(細)	(細)	
	債 権 者			
	借方金額	円	貸方金額	円
	借方消費税額	円	貸方消費税額	円
税区分／率	%	税区分／率	%	
負担行為額	円	既支出額	円	
支出命令未済額	円	予算残額	円	

整理No.

その2

年度

No.

決 裁	

振 替 伝 票 ( 戻 入 )				
起 票 日	支出区分			
仕 訳 日				
件 名				
内 容				
支 出 済 額 計	円	支 払 日		
正 支 出 額 計	円	納 入 期 限 日		
戻 入 額 計	円	消 費 税 額 計	円	
No.	内 訳 表			
1	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借 (項)	貸 (項)	
		(目)	(目)	
		方 (節)	方 (節)	
		(細)	(細)	
	債 権 者			
	支 出 済 額	円	正 支 出 額	円
			戻 入 額	円
税 区 分 / 率	%	消 費 税 額	円	
2	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借 (項)	貸 (項)	
		(目)	(目)	
		方 (節)	方 (節)	
		(細)	(細)	
	債 権 者			
	支 出 済 額	円	正 支 出 額	円
			戻 入 額	円
税 区 分 / 率	%	消 費 税 額	円	

整理No.

その3

年度

No.

決	
裁	

振替伝票（資金前渡等収納）				精算書番号（ ）	
起 票 日				支出区分	
仕 訳 日					
件 名					
内 容					
支 出 済 額 計	円	支 払 日			
精 算 額 計	円	精 算 日			
返 納 額 計	円	納 期 限 日			
収 納 額 計	円	未 収 金 額 計		円	
No.	内 訳 表				
1	摘 要				
	予 算 科 目	(節)			
	勘 定 科 目	(款)			(款)
		借 (項)			貸 (項)
		(目)			(目)
		方 (節)			方 (節)
	(細)			(細)	
	債 権 者				
	支 出 済 額	円	精 算 額		円
	返 納 額	円	収 納 額		円
収 納 方 法		未 収 金 額		円	
2	摘 要				
	予 算 科 目	(節)			
	勘 定 科 目	(款)			(款)
		借 (項)			貸 (項)
		(目)			(目)
		方 (節)			方 (節)
	(細)			(細)	
	債 権 者				
	支 出 済 額	円	精 算 額		円
	返 納 額	円	収 納 額		円
収 納 方 法		未 収 金 額		円	

整理No.



その4

年度

No.

決 裁	

振替伝票（戻入収納）		戻入伝票番号（ ）		
起票日		支出区分		
仕訳日				
件名				
内容				
支出済額計	円	支払日		
正支出額計	円	戻入発生日		
戻入額計	円	返納期限日		
収納額計	円	未収金額計	円	
No.	内 訳 表			
1	摘要			
	予算科目	(節)		
	勘定科目	(款)	(款)	
		借(項)	貸(項)	
		(目)	(目)	
		方(節)	方(節)	
		(細)	(細)	
	債権者			
	支出済額	円	正支出額	円
	返納額	円	戻入額	円
収納方法		未収金額	円	
2	摘要			
	予算科目	(節)		
	勘定科目	(款)	(款)	
		借(項)	貸(項)	
		(目)	(目)	
		方(節)	方(節)	
		(細)	(細)	
	債権者			
	支出済額	円	正支出額	円
	返納額	円	戻入額	円
収納方法		未収金額	円	

整理No.

その5

年度

No.

決 裁	

振替伝票 (未収金調定・調定変更・調定即収納・未収金収納)				
起 票 日		調定区分		
仕 訳 日		調定年度		
件 名				
内 容				
借方金額計	円	貸方金額計	円	
借方消費税額計	円	貸方消費税額計	円	
No.	内 訳 表			
1	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借 (項)	貸 (項)	
		(目)	(目)	
		方 (節)	方 (節)	
		(細)	(細)	
	債 務 者			
	借 方 金 額	円	貸 方 金 額	円
	借 方 消 費 税 額	円	貸 方 消 費 税 額	円
税 区 分 / 率	%	税 区 分 / 率	%	
2	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借 (項)	貸 (項)	
		(目)	(目)	
		方 (節)	方 (節)	
		(細)	(細)	
	債 務 者			
	借 方 金 額	円	貸 方 金 額	円
	借 方 消 費 税 額	円	貸 方 消 費 税 額	円
税 区 分 / 率	%	税 区 分 / 率	%	

整理No.

その6

年度

No.

決	
裁	

振 替 伝 票 ( 払 戻 )				
起 票 日 ( 仕 訳 日 )				
支 払 日 ( 支 払 予 定 日 )				
件 名				
内 容				
借 方 金 額 計	円	貸 方 金 額 計	円	
借 方 消 費 税 額 計	円	貸 方 消 費 税 額 計	円	
支 出 負 担 行 為 額 計		既 支 出 額 計		
No.	内 訳 表			
1	摘 要			
	予 算 科 目	( 節 )		
	勘 定 科 目	( 款 )	( 款 )	
		借 ( 項 )	貸 ( 項 )	
		( 目 )	( 目 )	
		方 ( 節 )	方 ( 節 )	
	( 細 )	( 細 )		
	債 権 者			
	借 方 金 額	円	貸 方 金 額	円
	借 方 消 費 税 額	円	貸 方 消 費 税 額	円
税 区 分 / 率	%	税 区 分 / 率	%	
負 担 行 為 額		既 支 出 額		
		予 算 残 額		
2	摘 要			
	予 算 科 目	( 節 )		
	勘 定 科 目	( 款 )	( 款 )	
		借 ( 項 )	貸 ( 項 )	
		( 目 )	( 目 )	
		方 ( 節 )	方 ( 節 )	
	( 細 )	( 細 )		
	債 権 者			
	借 方 金 額	円	貸 方 金 額	円
	借 方 消 費 税 額	円	貸 方 消 費 税 額	円
税 区 分 / 率	%	税 区 分 / 率	%	
負 担 行 為 額		既 支 出 額		
		予 算 残 額		

整理No.

その7

年度

No.

決 裁	

振 替 伝 票 ( そ の 他 )				
起 票 日		伝票区分		
仕 訳 日		決算区分		
件 名				
内 容				
予 算 執 行		資 金 振 替 区 分		
借 方 金 額 計	円	貸 方 金 額 計	円	
借 方 消 費 税 額 計	円	貸 方 消 費 税 額 計	円	
No.	内 訳 表			
1	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借 (項)	貸 (項)	
		(目)	(目)	
		方 (節)	方 (節)	
		(細)	(細)	
	発 生 科 目	(節)	(節)	
	税 区 分 / 率	%	%	
	取 引 先			
支 払 方 法				
金 額	円 ( 円)	円 ( 円)		
2	摘 要			
	予 算 科 目	(節)		
	勘 定 科 目	(款)	(款)	
		借 (項)	貸 (項)	
		(目)	(目)	
		方 (節)	方 (節)	
		(細)	(細)	
	発 生 科 目	(節)	(節)	
	税 区 分 / 率	%	%	
	取 引 先			
支 払 方 法				
金 額	円 ( 円)	円 ( 円)		

整理No.







別記第41号様式その1中「口座振替請求書（依頼）」を「口座振替依頼書」に改め、同様式その2中「口座振替請求書（受託）」を「口座振替依頼書（控え）」に改める。

別記第44号様式を次のように改める。



第44号様式（第48条関係）

鹿児島県立病院事業（ ）  
返納通知書兼領収書 通知番号  
年度

返納者住所・氏名	郵便番号	様
----------	------	---

金額	円
納期限	年 月 日

摘要	上記の金額を納期限までに鹿児島銀行本・支店又は県立会計窓口で納付してください。
----	---

年 月 日  
鹿児島県〇〇〇〇〇 氏名 印

注 意	この返納通知書の各片は切り離さないでください。
-----	-------------------------

領 収 日 付 印	(返納者用)
-----------	--------

鹿児島県立病院事業（ ）  
領収済通知書 通知番号  
年度

郵便番号	様
------	---

金額	円
納期限	年 月 日

摘要	上記の金額を納入しましたので通知します。
----	----------------------

年 月 日  
出納取扱金融機関名

領 収 日 付 印	(企業出納員用)
-----------	----------

鹿児島県〇〇〇〇〇  
企業出納員殿

鹿児島県立病院事業（ ）  
領収済通知書控 通知番号  
年度

郵便番号	様
------	---

金額	円
納期限	年 月 日

摘要	上記の金額を領収しました。
----	---------------

年 月 日  
出納取扱金融機関名

領 収 日 付 印	(金融機関用)
-----------	---------

別記第61号様式中「年度収入予算通知書（通知）」を「予算通知書（通知）」に改める。

別記第67号様式中「第137条関係」を「第140条関係」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月11日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県立病院事業会計規程は、平成26年度の予算から適用する。